

生駒市条例第30号

生駒市消防団員等公務災害補償条例及び生駒市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年12月26日

生駒市長 山下 真

生駒市消防団員等公務災害補償条例及び生駒市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例

(生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第1条 生駒市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年7月生駒市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「別表第1」を「別表」に改める。

第6条中「、当該非常勤消防団員等に対して」を削る。

第8条中「、当該非常勤消防団員等に対して」及び「、1日」を削る。

第8条の2第1項中「1年6月」を「1年6箇月」に、「場合においては」を「場合には」に改め、「、傷病補償年金として、当該非常勤消防団員等に対して」を削り、「別表第2に定める傷病等級に応じ、1年につき補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額」を「傷病補償年金」に改め、同項第2号中「別表第2に定める」を「次条第2項に規定する第1級から第3級までの各障害等級に相当するものとして規則で定める」に改め、同条第3項中「別表第2中の」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 傷病補償年金の額は、当該負傷又は疾病による障害の程度が次の各号に掲げる傷病等級（前項第2号の傷病等級をいう。以下同じ。）のいずれに該当するかに応じ、1年につき補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額

とする。

- (1) 第1級 313倍
- (2) 第2級 277倍
- (3) 第3級 245倍

第9条第1項を次のように改める。

非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、負傷し、又は疾病にかかり、治ったときに次項に規定する障害等級に該当する程度の障害が存する場合においては、市は、障害補償として、同項に規定する第1級から第7級までの障害等級に該当する障害があるときには、当該障害が存する期間、障害補償年金を毎年支給し、同項に規定する第8級から第14級までの障害等級に該当する障害があるときには、障害補償一時金を支給する。

第9条第7項中「別表第3中の」を削り、「等級」を「障害等級」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同項を同条第8項とし、同条第5項を削り、同条第4項中「等級」を「障害等級」に改め、同項を同条第7項とし、同条第3項中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同項各号中「等級」を「障害等級」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項中「別表第3に定める」を「障害等級に該当する」に、「障害の等級」を「障害等級」に、「応ずる等級」を「応ずる障害等級」に改め、同項を同条第5項とし、同条第1項の次に次の3項を加える。

2 障害等級は、その障害の程度に応じて重度のものから順に、第1級から第14級までに区分するものとする。この場合において、各障害等級に該当する障害は、規則で定める。

3 障害補償年金の額は、1年につき、次の各号に掲げる障害等級（前項に規定する障害等級をいう。以下同じ。）に応じ、補償基礎額に当該各号に定める

倍数を乗じて得た額とする。

- (1) 第1級 313倍
- (2) 第2級 277倍
- (3) 第3級 245倍
- (4) 第4級 213倍
- (5) 第5級 184倍
- (6) 第6級 156倍
- (7) 第7級 131倍

4 障害補償一時金の額は、次の各号に掲げる障害等級に応じ、補償基礎額に当該各号に定める倍数を乗じて得た額とする。

- (1) 第8級 503倍
- (2) 第9級 391倍
- (3) 第10級 302倍
- (4) 第11級 223倍
- (5) 第12級 156倍
- (6) 第13級 101倍
- (7) 第14級 56倍

第9条の2第1項中「理由」を「事由」に、「別表第4の右欄に定める」を「規則で定める程度の」に改め、「、当該非常勤消防団員等に対して」を削り、「次項に」を「常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用を考慮して規則で」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 介護補償は、月を単位として支給するものとする。

第11条第1項第4号中「次に掲げるいずれかの状態」を「規則で定める障害の状態（次条、第13条及び第16条の2において「特定障害状態」という。）」に改め、同号ア及びイを削る。

第12条第1項第1号中「前条第1項第4号ア若しくはイに掲げる状態」を「特定障害状態」に改め、同条第4項第1号中「前条第1項第4号ア又はイに掲げる状態」を「特定障害状態」に改め、同項第2号中「前条第1項第4号ア若しくはイに掲げる状態」を「特定障害状態」に改める。

第13条第1項第5号及び第6号中「第11条第1項第4号ア又はイに掲げる状態」を「特定障害状態」に改める。

第16条の2第1項第2号中「第11条第1項第4号ア若しくはイに掲げる状態」を「特定障害状態」に改める。

第18条中「葬祭補償として、葬祭を行う者に対して」を「葬祭を行う者に対して、葬祭補償として」に改める。

第18条の2中「防ぎよ」を「防御」に、「第8条の2第1項、第9条第1項」を「第8条の2第2項、第9条第3項若しくは第4項」に改め、「別表第2に定める」を削り、「同表に定める第2級の傷病等級」を「第2級の傷病等級」に、「別表第3に定める第1級の等級」を「第1級の障害等級」に、「同表に定める第2級の等級」を「第2級の障害等級」に改める。

附則第3条の3第1項中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同条第2項中「、第9条第6項」を「、第9条第8項」に改め、同項第1号中「障害の等級」を「障害等級」に、「障害の程度」を「障害等級」に改め、同項第2号中「障害の等級」を「障害等級」に、「第9条第6項」を「第9条第8項」に、「別表第3に定める」を「加重後の」に改める。

附則第3条の4第4項中「障害の等級」を「障害等級」に、「第9条第6項」を「第9条第8項」に改める。

別表第2から別表第4までを削り、別表第1を別表とする。

(生駒市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正)

第2条 生駒市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例（昭和42年10

月生駒市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「障害の等級」を「障害等級」に改める。

別表備考以外の部分中「障害の等級」を「障害等級」に改め、同表備考第1項中「障害の等級」を「障害等級」に、「政令別表第3」を「非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令(平成18年総務省令第110号。以下「省令」という。)別表第2」に改め、同表備考第2項中「障害の等級」を「障害等級」に、「第6条第2項から第6項(第3項第1号を除く。)まで」を「第6条第5項から第8項まで(第6項第1号を除く。)及び省令第3条第2項」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の生駒市消防団員等公務災害補償条例及び生駒市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の規定は、平成18年4月1日から適用する。

(生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部改正に伴う経過措置)

2 平成18年4月1日前に支給すべき事由の生じた傷病補償年金、障害補償、介護補償及び遺族補償については、なお従前の例による。